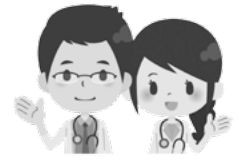


65歳以上の人へ



年に1回健(検)診を受けましょう!

健康政策課(保健センター) ☎72・4008 FAX72・1481

- 受診期間 10月31日(水)まで
- 受診料 無料(受診期間を過ぎると自己負担になります)

種類	対象	保険の種類	受診方法	持ち物
特定健診	65歳～74歳 (昭和19年4月1日～昭和29年3月31日生) ※長期入院者は除く ※人間ドックの助成を受けたまたは受ける人は除く	湖南省国民健康保険	市内医療機関(保健センターだより10ページ参照)か県内登録医療機関で直接受診してください	受診券、国民健康保険証、質問票、前年度の健診結果
健康診査	76歳以上 (昭和18年3月31日以前に生まれた人) ※要介護認定者・長期入院者・生活習慣病受診者は除く	後期高齢者医療保険	※県内登録医療機関については、事前に確認してください	受診券、後期高齢者医療保険証、質問票
結核検診 (胸部レントゲン検診)	65歳以上 (昭和29年3月31日以前に生まれた人)	問わない	市内医療機関(保健センターだより10ページ参照)	健康保険証など身分を証明するもの

- ※結核検診は特定健診・健康診査と同時に受けることができます。
- ※今年度75歳になる人(昭和18年4月1日～昭和19年3月31日生まれ)は、誕生日ごとに受診券を送付します。
- ※肺がん検診を希望する人は、結核検診を受けずに集団検診(10月～11月)を受けてください。
- 詳しくは保健センターだよりをご覧ください。
- ※健(検)診日時を定めている医療機関がありますので、事前に確認してください。

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(■) ■ 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年 月 日

法務省管轄支局 ■ センター
東京都千代田区霞が関 ■
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03- ■
受付時間 9:00～20:00(日、祝日を除く)

左のような葉書が届き、問合せ先に電話をすると「裁判になっていく、後で連絡する」と言われた。その後、弁護士を名乗る者から電話があり、「明日、裁判所に行くので取り下げてください。今日中に10万円振り込んでください」と言われ、コンビニで振り込んだ。

結婚し、同居していない娘や既に死亡した家族に宛てたものが届いたり、2通目を受け取った人からの相談もあります。相手は電話をかけてくるのを待っていません。電話をしなければ何も起こりませんので、無視するようにしましょう。

消費生活センター(東庁舎)

☎71・2360
FAX72・3788

消費者
悩みの相談室

架空請求はがき
電話をしなければ
何も起こりません